

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の改正について

(福祉長寿局介護保険課)

1 概要

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）をうけた検討委員会の検討結果を踏まえ、国においてサテライト型養護老人ホームの本体施設の種別に養護老人ホームを追加する等の厚生労働省令の改正が行われ、平成 30 年 10 月 1 日から施行となることに伴い、静岡県においても養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則を改正し、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正方針

今回の改正内容については、いずれも従うべき基準であることから、国の基準と同内容とする。

3 改正する規則及び改正の内容

(1) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

(平成 25 年静岡県規則第 7 号)

県関係条項	国関係条項	項目	内容
第 11 条第 4 項	第 12 条第 4 項 (従うべき基準)	職員の配置 の基準	対象項目の追加
第 11 条第 6 項	第 12 条第 6 項 (従うべき基準)		サテライト型養護老人ホームの本体施設の種別に、養護老人ホームを追加する。
第 11 条第 7 項	第 12 条第 7 項 (従うべき基準)		サテライト型養護老人ホームにおける同条第 11 号第 1 項第 3 号イの主任生活相談員の配置基準を常勤換算方法で 1 以上とする。
第 11 条第 10 項	第 12 条第 10 項 (従うべき基準)		外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにおける同条第 1 項第 5 号の看護職員の配置基準を、常勤換算で 1 以上とする。
第 11 条第 12 項	第 12 条第 12 項 (従うべき基準)		・サテライト型養護老人ホームにおいて置かないことが可能な人員について、本体施設が養護老人ホームである場合の基準を追加する。 ・上記に伴う号ずれの対応

4 施行日

平成 30 年 10 月 1 日